

平成 27 年 8 月 4 日

一般社団法人 セメント協会  
 一般社団法人 電子情報技術産業協会  
 一般社団法人 日本化学工業協会  
 一般社団法人 日本自動車工業会  
 一般社団法人 日本鉄鋼連盟  
 一般社団法人 日本電機工業会  
 一般社団法人 日本ガス協会  
 石油連盟  
 電気事業連合会  
 日本製紙連合会

### 省エネ法に係る国と地方の在り方について

省エネルギー小委員会取りまとめ（案）における、省エネ法に係る国と地方の在り方について、以下のとおり意見を申し述べる。

産業界は、これまで省エネ法の下、従来の事業所単位での省エネに留まらず、事業者全体で最適効率を目指す等の努力も行い、我が国におけるエネルギーの使用の合理化に寄与してきた。

こうした中、今般、論点の一つとして挙げられた省エネ法の地方への権限移譲は、以下の観点から、産業界の省エネ行動を阻害する懸念がある。

#### ①地方自治体間でのイコールフットィングへの影響

- ・地方自治体が、仮に省エネ定期報告データに基づき、エネルギー使用量やそれと同義の CO<sub>2</sub> 排出量等の総量管理を行い、未達事業者へのペナルティ等を科した場合、それらの政策の強度の違いによって、同業他社間で競争上の問題が生じる可能性がある。
- ・仮に「事業所等が一の都道府県の区域内にあるものに限る」措置であったとしても、当該事業者の市場が一の都道府県の区域内で完結していなければ、当該区域外にある事業者との間で競争条件の不平等が生じかねない。
- ・現在の廃掃法が各自治体任せの運用によって、広域で企業活動する場合に非常に大きな障害になっていることに鑑みると、省エネ法の権限を地方に移譲した場合に、その二の舞になる懸念がある。

## ②全体最適への影響

- ・一の都道府県の区域内で完結しているように見える事業者であっても、実態としては複数地域にまたがって生産活動を行っている事業者の関連会社であるケースでは、当該地域に生産を集中させ増エネとなったとしても、日本国内全体では省エネとなることが想定される。
- ・特に省エネ性能が高い製品は、製造時にエネルギーを多く消費する。したがって、製造拠点の地域では増エネとなっても、当該自治体を超えた国内外の出荷先において使用時に大きく省エネに貢献している場合がある。
- ・このように、部分最適を目指すことが必ずしも全体最適とはならない点については、十分に配慮することが必要である。

## ③二重行政による事業者への負荷等について

- ・今回、定期報告書は引き続き国に提出することとなっているが、現在でも条例等による二重報告の事例もあり、今回、地方に権限が委譲された場合に、更にこういった傾向に拍車がかかるのではないかと懸念される。また、全国で均質な評価・指導等の体制整備が望まれることから、地方に権限を委譲することのメリットが見えない。

以上を踏まえると、省エネ法の地方への権限移譲には様々な懸念がある。元来、省エネルギーは国のエネルギー政策の一つであり、国が一義的に権限と責任を有するもので、地方に権限の一部を移譲するものではないと考えられる。「省エネ」という本来の法の趣旨に照らし、これらの懸念を十分に踏まえた慎重な対応を取るべきと考える。

以上